

## 第三者評価結果の公表事項(児童自立支援施設)

① 第三者評価機関名

一般社団法人 富山県介護福祉士会

② 評価調査者研修修了番号

S18025、SK18106、S2020070

③ 施設の情報

名称：富山県立富山学園		種別：児童自立支援施設	
代表者氏名：米沢 由佳子		定員（利用人数）： 80(13)名	
所在地：富山市針日 225			
TEL：076-437-9853		ホームページ：	
<b>【施設の概要】</b>			
開設年月日 1909年4月			
経営法人・設置主体（法人名等）：富山県			
職員数	常勤職員：	21名	非常勤職員 4名
有資格 職員数	社会福祉士	5名	介護福祉士 2名
	精神保健福祉士	1名	保育士 4名
	管理栄養士	1名	調理員 2名
施設・設備 の概要	（居室数） 居室 12 部屋		（設備等） 野球用グラウンド・200mトラック・ 農場

④ 理念・基本方針

○生活の立て直し  
 枠のある生活を送る中で、安定した生活習慣を身につける。

○育てなおし  
 発達段階や児童の特性を考慮しながら、家庭的・福祉的なアプローチにより、自己肯定感が持てるよう、育てなおしを図る。

○共生教育  
 小集団の集団生活や職員との相互交流により、他者を尊重し思いやる気持ちを育成する。

○社会生活力の育成  
 社会に適應できる生活技術を身につけ、就労に向けての準備のため、自活訓練や作業指導を実施する。

○松風スタンダード

児童の状況に合わせて、小集団による習熟度別学習を実施するとともに、規律ある学習態度を育成する。

⑤施設の特徴的な取組

○春夏秋冬、学園生活の充実を図る多様な行事

観桜会、海岸美化運動、海水浴、バーベキュー、立山登山、駅伝大会、初釜・百人一首大会、スキー学習等々

○施設内外の、行き届いた環境整備

年間を通して、作業の時間に子どもと職員が共に汗を流し、植栽や草木の手入れ、施設内外の清掃を実施

○立山学級（中卒児）生徒への、高校進学支援

本人が希望する高校進学を実現するため、個別の学習指導や生活指導の実施

⑥第三者評価の受審状況

評価実施期間	令和3年9月30日（契約日） ～ 令和4年2月7日（評価結果確定日）
前回の受審時期（評価結果確定年度）	平成29年度

⑦総評

◇特に評価の高い点

【豊かな自然環境】

立山連峰を背景に、広大な敷地の中に野球グラウンドを囲むように分校・寮舎が建てられている。令和3年4月に長年の課題であった新寮舎が「子どもの心に寄り添う、子どもたちが楽しく暮らせるぬくもりのある住まい空間」をコンセプトに設計施工され完成した。大きな窓からのガラス越しの光や風景、ふんだんに使われている県産杉などによる施工は、開放的で明るく、温もりのある子どもたちの家庭的な暮らしにつながっている。

【愛情を持った子どもへの支援】

職員は愛情豊かに子どもたちと寄り添う姿勢で向き合い、支援全般に対して時間をかけてかかわっている。命令や指示で子どもたちの行動を促すのではなく、目線を低くして何事も一緒に行いながら指導を行うことを支援のモットーにしている。スポーツや畑仕事で一緒に汗をかく、分校で一緒に授業を受けるなどいつも身近な距離間で信頼関係を築いている。また、常に身近な距離感にいることは、子どもの変化に気づきやすくきめ細かな柔軟な支援が行われている。

#### 【一人ひとりの意欲に沿った学習指導】

学習指導に力を入れ、原籍校と連携しながら高校進学を希望する子どもにはマンツーマンの個別指導や、夏季補習や漢字検定の実施、寮舎でも一人部屋を確保し、受験勉強ができる環境を整えるなど学習意欲に沿った取組みが行われている。

#### 【自己肯定感を高めるスポーツ・文化活動】

スポーツ・文化活動が盛んに行われ、「達成感」や「自己肯定感」が高まる取組みが行われている。特に野球はチームワークによるスポーツであり、仲間との絆・協力・責任感などを自覚する機会になり、毎日の練習の積み重ねが大きな成果につながることを学んでいる。

#### 【家庭的な雰囲気を楽しむ食事】

新寮舎には厨房の他に、女子・男子寮内で調理ができるキッチンがあり、月1回ではあるが、女子職員と子どもたちで献立から買い物・調理等役割を持って行き、家庭的な雰囲気を楽しんでいる。また、栄養バランスやアレルギーに留意した献立や、年齢や体格によって食事量を増減したり、行事や誕生日の献立にも配慮したりするなど食育にもしっかり取り組まれている。

#### ◇改善を求められる点

#### 【地域の多様なニーズに応えるための積極的な取組み】

地域の福祉ニーズに応えるため、児童自立支援施設の理解につなげる積極的な広報活動を行い、交流を広げながら地域とともに子どもを育む積極的な取組みが望まれる。

#### 【中・長期計画の策定】

昨年度新寮舎が完成し、職員は、子どもたちとの家庭的な生活をどのように組み立てていくかが今後の課題と捉えており、養育ビジョンをもとにした具体的な取組みを明示されることが望まれる。

### ⑧第三者評価結果に対する施設のコメント

新しい寮舎の活用の工夫に努めるとともに子どもたちのニーズに応じた支援が出来るようにしていきたいと考えます。

また、第三者評価で評価の低かった地域交流等については、できる限り見学者等を受け入れるなどして地域に児童自立支援施設について理解を深めてもらうことを目指します。

### ⑨第三者評価結果

別紙の「第三者評価結果」に記載している事項について公表する。

## 第三者評価結果（児童自立支援施設）

※すべての評価細目（共通評価基準 45 項目・内容評価基準 27 項目）について、判断基準（a・b・c の 3 段階）に基づいた評価結果を表示する。

※評価細目毎に第三者評価機関の判定理由等のコメントを記述する。

### 共通評価基準（45 項目）

#### 評価対象 I 支援の基本方針と組織

##### I-1 理念・基本方針

		第三者評価結果
I-1-(1) 理念、基本方針が確立・周知されている。		
1	I-1-(1)-① 理念、基本方針が明文化され周知が図られている。	a・b・c
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>学園においては、「生活の立て直し」「育てなおし」「共生共育」「社会生活力の育成」「松風スタンダード」の5つの基本理念を掲げ支援が行われている。理念はホームページ・パンフレット・運営指導要領・年度会報などに掲載され、誰にでも理解しやすいよう一つ一つの理念の具体的な内容が添えられている。子どもたちには「学園生活のしおり」などを活用して、言葉を変えてさらに分かりやすく説明が行われている。</p>		

##### I-2 経営状況の把握

		第三者評価結果
I-2-(1) 経営環境の変化等に適切に対応している。		
2	I-2-(1)-① 施設経営をとりまく環境と経営状況が的確に把握・分析されている。	a・①・c
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>園長は社会的養護事業関係の研修や会合等に参加し、現状の動向等について情報収集を行い運営に反映させている。また、入所している子ども一人ひとりの特性やニーズに合わせて取組みを柔軟に変え支援している。</p> <p>公的施設であるため現状のニーズに合わせての運営であり、経営に関する細かな分析は行われていない。</p>		
3	I-2-(1)-② 経営課題を明確にし、具体的な取組を進めている。	a・①・c
<p>&lt;コメント&gt;</p>		

長年の計画であった新寮舎が完成し、より家庭的な寮舎の生活が営まれている。今後は低年齢化している子どもたちが、可能な限り家庭の温もりを感じながら普通の生活が取り戻せるよう柔軟な取組みを課題として支援していくことを目指している。

### I-3 事業計画の策定

		第三者評価結果
I-3-(1) 中・長期的なビジョンと計画が明確にされている。		
4	I-3-(1)-① 中・長期的なビジョンを明確にした計画が策定されている。	a・b・㊟
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>職員の意見が多く取り入れられて完成した新しい寮舎での生活が、施設機能の充実・児童への適切な自立支援及び安全・安心な生活環境整備等につながるよう職員は検討を重ねている。国からの新しい社会的養育ビジョンが示されたときには、そのビジョンに従って施設での支援のあり方を中・長期的に考える予定がある。</p>		
5	I-3-(1)-② 中・長期計画を踏まえた単年度の計画が策定されている。	a・b・㊟
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>中・長期計画が明確に示されていないが、単年度の計画は運営方針に従い、職員会議、運営会議、合同職員会議で検討し、具体的な事業計画として策定され年間の一覧になっている。また、それぞれの事業の成果や評価を各委員会や会議で振り返り、次年度の計画策定に反映させている。</p>		
I-3-(2) 事業計画が適切に策定されている。		
6	I-3-(2)-① 事業計画の策定と実施状況の把握や評価・見直しが組織的に行われ、職員が理解している。	㊟・b・c
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>運営会議、合同職員会議、寮会議などで検討され策定された事業計画は、その会議において実施状況の説明や評価・見直しが組織的に行われている。また、年度ごとに職員に配布される運営指導要領に職員からの意見や要望が反映され、見直された事業計画は全職員に配布し周知されている。</p>		
7	I-3-(2)-② 事業計画は、子どもや保護者等に周知され、理解を促している。	a・b・㊟
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>入所時に理念や支援方針を「学園生活のしおり」で分かりやすく子ども、保護者に説明している。単年事業の周知は、子どもたちには月の初めに、その月に実施される事業を分かりやすく伝え周知している。また、保護者には面会の来所時や電話での案内、開催案内状を送付する等参加を呼びかけ来園に向けた取組みが行われている。</p> <p>子どもたちには口頭で伝えられており、分かりやすい資料等による周知が望まれる。</p>		

### I-4 支援の質の向上への組織的・計画的な取組

		第三者評価結果
I-4-(1) 質の向上に向けた取組が組織的・計画的に行われている。		
8	I-4-(1)-① 支援の質の向上に向けた取組が組織的に行われ、機能している。	㊟・b・c
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>3年ごとの第三者評価受審に伴う自己評価を指導課長、総務課長、園長等で実施し、支援の振り返りの機会になっている。また、自立支援プログラムのプロセスに従って、分校、児童相談所、原籍校等関係機関と連携し、相互の情報から分析して計画を立て適切な目標設定・支援につなげている。個々の職員の質の向上に向けた取組みとして年2回の自己評価を行うとともに、上司の個別面談等のスーパービジョンが行われている。</p>		
9	I-4-(1)-② 評価結果にもとづき組織として取り組むべき課題を明確にし、計画的な改善策を実施している。	㊟・b・c
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>第三者評価の受審結果や自己評価は、合同職員会議や職員会議、寮会議等で開示され、全職員が共有している。明確になった課題や問題点は各会議において検討され運営や改善に取り組んでいる。また、子どもたちが感じている問題点も積極的に把握するため週1回個別に話し合う機会を設けている。確認した子どもたちからの要望や改善点については寮会議・職員会議等で話し合い課題解決に向けている。</p>		

## 評価対象Ⅱ 施設の運営管理

### Ⅱ-1 施設長の責任とリーダーシップ

		第三者評価結果
Ⅱ-1-(1) 施設長の責任が明確にされている。		
10	Ⅱ-1-(1)-① 施設長は、自らの役割と責任を職員に対して表明し理解を図っている。	㊟・b・c
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>園長をはじめとする職員の役割については、学園事務分担表に明示されている。園長は年度初めの合同職員会議で自らの役割や責任を挨拶の中で表明し、全職員の理解へつなげている。また、月1回の児童朝礼における講話において、園長としての役割や責任を子どもたちに分かりやすく伝え理解を得ている。</p>		
11	Ⅱ-1-(1)-② 遵守すべき法令等を正しく理解するための取組を行っている。	㊟・b・c
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>園長は児童自立支援施設に関する関係法令を熟知し、子ども権利擁護を中心に法令・指針等をはじめ遵守事項については合同職員会議・個別支援会議等で周知を図っている。また、改定された法令については、随時、迅速に各会議を通して職員に伝え、遵守に向けた取組みが行われている。</p>		

II-1-(2) 施設長のリーダーシップが発揮されている。		
12	II-1-(2)-① 支援の質の向上に意欲をもち、その取組に指導力を発揮している。	㊟・b・c
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>園長は合同職員会議、寮会議、個別支援会議などの各会議に参加し、検討課題を掌握しながら支援のあり方などに指導・助言を行い、リーダーシップを発揮している。また、園長は常により良い支援のあり方を模索し、質の向上に向けて研鑽に励みながら、習得した知識や技術は職員にフィードバックしている。</p>		
13	II-1-(2)-② 経営の改善や業務の実効性を高める取組に指導力を発揮している。	㊟・b・c
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>学園は公的施設であり、人事・労務・財務などは県の所管になるため、園が主体的に取り組むことは難しいと思われる。ただし、園長は現場の実態を常に県主管課に報告し、職員が働きやすい環境整備や円滑な業務遂行ができるよう働きかけている。また、園内における厳格な財務縛りは行わず、子どもたちの生活がより良い状態になるよう柔軟な財務管理になっている。</p>		

## II-2 福祉人材の確保・育成

		第三者評価結果
II-2-(1) 福祉人材の確保・育成計画、人事管理の体制が整備されている。		
14	II-2-(1)-① 必要な福祉人材の確保・定着等に関する具体的な計画が確立し、取組が実施されている。	㊟・b・c
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>公的施設であり人事管理、育成計画は県の計画に沿って整備されている。ただし、職員に対しては運営指導要領に示されている「支援の基本」や、県の服務規定には「職員に求めている人材像や役割」が具体的に示され、それらを踏まえて園長、担当課長等が指導・育成に努めている。子どもたちの育成に必要な専門職は適切に配属され、それぞれの専門的機能を活かした支援が行われている。</p>		
15	II-2-(1)-② 総合的な人事管理が行われている。	㊟・b・c
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>県の人事管理として職員には自己評価が実施され、分析と直属の上司による個別面談も行われているが、それにとどまらず経験年数の浅い職員の様子を見ながら随時声かけし、悩みごとや困りごとに対して助言を行うなど、倫理や支援の基本方針に沿った支援が行えるよう職員全体で資質向上に取り組んでいる。</p>		
II-2-(2) 職員の就業状況に配慮がなされている。		
16	II-2-(2)-① 職員の就業状況や意向を把握し、働きやすい職場づくりに取り組んでいる。	㊟・b・c
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>公的施設であるため、労務管理、メンタルヘルスを含む健康管理、人材の確保（学園採用もあり）は県の規約に沿って実施され、福利厚生面等は充実して働きやすい環境が整って</p>		

<p>いる。また、子どもの特性に配慮して子ども一人に職員2人の担当制になっており、子どもの理解者が複数いることのメリットが活かされ働きやすい環境になっている。</p>		
<p>Ⅱ-2-(3) 職員の質の向上に向けた体制が確立されている。</p>		
17	Ⅱ-2-(3)-① 職員一人ひとりの育成に向けた取組を行っている。	㊟・b・c
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>県の服務規定に「期待される職員像」が明示され、さらに県内外・園内において必要とされる研修が網羅され、職員は育成計画に沿って受講している。また、年2回実施される自己評価を踏まえて設定される目標の達成度は、「業務評価制度の手引き」に基づき上司の個人面談で確認されるなど育成計画等に反映した取組みが行われている。</p>		
18	Ⅱ-2-(3)-② 職員の教育・研修に関する基本方針や計画が策定され、教育・研修が実施されている。	㊟・b・c
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>年度毎に見直される「運営指導要領」に、県内外・園内で実施される研修計画が掲載されている。職員は経歴・職務を考慮して研修に参加し、専門性や知識・技術の向上に努めている。研修受講後は復命書で研修報告を行い、回覧等により職員の共有が図られている。</p>		
19	Ⅱ-2-(3)-③ 職員一人ひとりの教育・研修等の機会が確保されている。	㊟・b・c
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>年間研修計画が策定され、職員一人ひとりの教育・研修等の機会が公平に確保されている。職員は職務や専門性に合わせて必要とする研修に参加し、知識・技術の習得に努めている。また、新任職員の知識・技術の習得は、先輩職員によるOJTが行われるなど全職員が学ぶ機会の体制が整っている。</p>		
<p>Ⅱ-2-(4) 実習生等の支援に関わる専門職の研修・育成が適切に行われている。</p>		
20	Ⅱ-2-(4)-① 実習生等の支援に関わる専門職の教育・育成について体制を整備し、積極的な取組をしている。	a・b・㊟
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>実習生を受入れるための準備として、運営指導要領に「実習生の受入れ」が明記されている。しかし、見学程度の来園はあるものの、数年来、実習先としての希望が少なく実習生受入れの実績がなかった。そのため実習指導者に対する研修も実施されていない実情があるものの、今後の体制整備としていつでも受入れられるよう指導者の研修等の実施が望まれる。</p>		

### Ⅱ-3 運営の透明性の確保

		第三者評価結果
<p>Ⅱ-3-(1) 運営の透明性を確保するための取組が行われている。</p>		
21	Ⅱ-3-(1)-① 運営の透明性を確保するための情報公開が行われている。	a・㊟・c
<p>&lt;コメント&gt;</p>		

<p>学園内の見学希望には多様に受入れており、地域の理解が深まるよう努めている。パンフレットやホームページには、理念や自立支援の基本方針、学園生活の行事、第三者評価結果などが、個人の特定に配慮した写真も掲載しながら公表されている。また、年2回発行される学園だより「松風」には、子どもたちの地域活動や学習風景、野外活動などに生き生きと取り組まれている様子が、記事や写真から読み取ることができる。広報誌「松風」は地域の関係機関に配布されている。</p>		
22	<p>II-3-(1)-② 公正かつ透明性の高い適正な経営・運営のための取組が行われている。</p>	a・㊦・c
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>公的施設であるため、毎年富山県の会計監査・指導監査を受けており、適正な事務処理・運営に取り組んでいる。</p>		

## II-4 地域との交流、地域貢献

		第三者評価結果
<p>II-4-(1) 地域との関係が適切に確保されている。</p>		
23	<p>II-4-(1)-① 子どもと地域との交流を広げるための取組を行っている。</p>	a・㊦・c
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>閉鎖的になりがちな施設に、ボランティア活動や施設見学の受入れは新しい情報提供の機会となり、相互の理解を深めることにつながっている。コロナ禍のため、例年の行事などの交流は控えているが「無人ボックスの会」との海岸清掃を年2回実施するなど、地域社会の一員として社会的役割を果たす取組みをしている。</p>		
24	<p>II-4-(1)-② ボランティア等の受入れに対する基本姿勢を明確にし体制を確立している。</p>	a・b・㊦
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>現状でのボランティアの受入れは、月に2回の正面玄関に生花を活けるボランティアのみである。コロナ禍でなければ受入れをしていきたいとの意向は示されている。さらにマニュアルの整備を行い、受入れ体制を構築し、地域社会と施設をつなぐ機会となるような可能な限りボランティアのすそ野を広げていくことが望まれる。</p>		
<p>II-4-(2) 関係機関との連携が確保されている。</p>		
25	<p>II-4-(2)-① 施設として必要な社会資源を明確にし、関係機関等との連携が適切に行われている。</p>	㊦・b・c
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>子どもの自立支援を行い、地域に復帰させるため、施設として必要な社会資源を明確にし、関係機関である原籍校、児童相談所、警察などとの連携を深め、定期的に連絡会を開催し情報共有、問題解決への協同の取組みについて共通理解を図っている。退園後の支援や受験への協力などにおいて特にかかわりの深い原籍校とは、入所児童の理解や支援につながるよう努めている。分校とは日常的に情報を共有し、編入会議、合同運営会議、合同職員会議等で、子ども一人ひとりの状況から支援の方法等を話し合うなど、適切な連携が行われている。</p>		

Ⅱ-4-(3) 地域の福祉向上のための取組を行っている。		
26	Ⅱ-4-(3)-① 地域の福祉ニーズ等を把握するための取組が行われている。	a・b・㊸
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>地域の福祉ニーズの把握は積極的な実施に至っておらず、地域住民とのコミュニケーションを通じて、多様なニーズの把握に努める取組みの検討が望まれる。</p>		
27	Ⅱ-4-(3)-② 地域の福祉ニーズにもとづく公益的な事業・活動が行われている。	a・㊸・c
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>地域の福祉ニーズ等の把握は、積極的な実施には至っていないが、長年にわたり、地域の人と一緒に海岸清掃活動を継続している。また、学園のグラウンドは富山市の避難場所として指定されており、有事には地域貢献できる体制を取っている。内地留学教員の研修や地域の人などの来訪者に施設の活動等を理解してもらう取組みをしている。</p>		

## 評価対象Ⅲ 適切な支援の実施

### Ⅲ-1 子ども本位の支援

		第三者評価結果
Ⅲ-1-(1) 子どもを尊重する姿勢が明示されている。		
28	Ⅲ-1-(1)-① 子どもを尊重した支援の実施について共通の理解をもつための取組を行っている。	a・㊸・c
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>子どもを尊重した支援を実施するために「大切なあなたへ 子どもの権利ノート」を基本姿勢とし、研修などで研鑽を積み、職員が認識している。「困ったときはひとりで悩まないで相談すること」と子どもへ伝え、必要な時に話しやすい場所で相談できる配慮がされており、寮会議で支援の方法を話し合い共有されている。</p>		
29	Ⅲ-1-(1)-② 子どものプライバシー保護に配慮した支援が行われている。	㊸・b・c
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>運営指導要領に子どものプライバシーへの配慮について明示し、職員全体会議で周知、共有理解を図っている。新しい寮舎となり、居室においては家庭的な落ち着いた環境づくりの支援とともにプライバシーの配慮の対応を行っている。受験生や手紙を書く時、私的な物品の取扱いなど一人ひとりの個別性に配慮した対応がされている。</p>		
Ⅲ-1-(2) 支援の実施に関する説明と同意（自己決定）が適切に行われている。		
30	Ⅲ-1-(2)-① 子どもや保護者等に対して支援の利用に必要な情報を積極的に提供している。	㊸・b・c
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>子どもたちに分かりやすい写真や絵で記載された「学園のしおり」を丁寧に職員とともに確認している。保護者は入所前に児童相談所において説明を受け、入所時には、改めて学園の職員から説明を受け同意を得ている。支援内容については、個別に必要な説明が適切にされている。</p>		

31	Ⅲ-1-(2)-② 支援の開始・過程において子どもや保護者等にわかりやすく説明している。	a・⑩・c
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>学園での生活の様子は、子どもと保護者に「学園のしおり」や、学園生活のビデオ等を用いて説明している。資料となる「学園のしおり」等は、具体的で平易な言葉遣いや伝えたい内容が表現されたイラストが多様に構成されており、子どもや保護者に理解しやすくなっている。</p>		
32	Ⅲ-1-(2)-③ 支援の内容や措置変更、地域・家庭への移行等にあたり支援の継続性に配慮した対応を行っている。	⑩・b・c
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>自立支援プログラムが作成され、退所までの流れができています。一人ひとりの支援については、自立支援計画を策定し、支援の内容の継続や見直しを行っている。児童の状況に応じ、支援方法の確認や復帰の方向性、復帰までの支援プログラムを協議している。</p>		
Ⅲ-1-(3) 子どもの満足の向上に努めている。		
33	Ⅲ-1-(3)-① 子どもの満足の向上を目的とする仕組みを整備し、取組を行っている。	a・⑩・c
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>子どもの満足については、食事の嗜好調査や相談箱で把握している。職員は子どもと個別に生活の中で自然にコミュニケーションを図り、その際に子どもの意見・声を聞き取るよう努め、週1回の個別面談を行っており、意見は寮会議や職員会議で共有し、検討され改善につなげている。子ども会の開催や子どもたちだけで話し合う機会は設けていないが、職員が間に入り、小グループでの話し合いの場を設け、掃除のルールや作業の役割などを話し合っている。</p>		
Ⅲ-1-(4) 子どもが意見等を述べやすい体制が確保されている。		
34	Ⅲ-1-(4)-① 苦情解決の仕組みが確立しており、周知・機能している。	a・⑩・c
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>「苦情解決実施要領」を定め、3名の苦情解決第三者委員を設置し、苦情解決の体制が整備されている。各寮及び本館職員室前には、相談箱が設置されており、子どもが意見を記載しやすいよう用紙を準備している。また、入所時に説明している「大切なあなたへ子どもの権利ノート」の裏面に切り取り式の封筒が付いており、自由に意見を記載して郵送できるようになっている。郵送された封筒は県の子ども支援課に届くようになっている。また、意見の反映については、苦情等の解決手続きの欄に記載されている。</p>		
35	Ⅲ-1-(4)-② 子どもが相談や意見を述べやすい環境を整備し、子ども等に周知している。	⑩・b・c
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>職員は日常的に子どもの表情を見て、言葉がけを積極的に行い、コミュニケーションを大切にしている。子どもの心理的な動きを察知するため、子どもが言いやすい職員に相談して良いことを伝え、相談や意見を述べやすいように配慮している。個別面談や相談箱など相談窓口があることを子ども等に周知している。</p>		

36	Ⅲ-1-(4)-③ 子どもからの相談や意見に対して、組織的かつ迅速に対応している。	㊟・b・c
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>子どもからの相談や意見に関しては、「富山学園苦情等解決の流れ」に沿って学園一体となって対応している。子どもの意見は、職員との週1回の個別面談や相談箱の設置で意見を引き出し、表出された意見は寮会議等で検討され、速やかに取組んでいる。日々のかかわりの中で、子どもの表情や情緒面等小さな変化を察知するよう努め、職員内で共有している。</p>		
Ⅲ-1-(5) 安心・安全な支援の実施のための組織的な取組が行われている。		
37	Ⅲ-1-(5)-① 安心・安全な支援の実施を目的とするリスクマネジメント体制が構築されている。	a・㊟・c
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>子どもの安心・安全な支援の実施を目的とするリスクマネジメントとして、「個別支援要領」にある無断外出や暴力、器物破損等の手順、対応方法等が整備され、施設内での子どもの危機場面（問題発生場面）についても、具体的な対応が記載されている。火災・地震・水災害等の対応は防火管理規定に定められ、感染症（食中毒）対応など定期的に見直しがされている。危険物の収納管理においても、事故を未然に防ぐための取組みが組織的に徹底されている。</p>		
38	Ⅲ-1-(5)-② 感染症の予防や発生時における子どもの安全確保のための体制を整備し、取組を行っている。	㊟・b・c
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>感染症（食中毒）対応マニュアルが作成されており、予防や発生時の安全確保の体制を整備するとともに、職員会議等で周知徹底されている。マニュアルの項目には、感染管理の考え方、平常時の対策、感染症発生時の対応など明記され、安全確保の体制が整備されている。また、新型コロナウイルス感染症対策に関しては、感染拡大防止対策の徹底に努めるとともに、子どもに勉強会を開催し、知識を身につける機会を設けている。</p>		
39	Ⅲ-1-(5)-③ 災害時における子どもの安全確保のための取組を組織的に行っている。	㊟・b・c
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>分校と協力しながら、毎月、災害時の避難訓練を実施し、安全確保のための取組みが行われている。避難訓練では、子どもに実際の災害を想定した避難経路や具体的な避難の方法を確認している。</p>		

### Ⅲ-2 支援の質の確保

		第三者評価結果
Ⅲ-2-(1) 支援の標準的な実施方法が確立している。		
40	Ⅲ-2-(1)-① 支援について標準的な実施方法が文書化され支援が実施されている。	㊟・b・c
<p>&lt;コメント&gt;</p>		

<p>支援の標準的な実施方法については、運営指導要領の「指導概要」に文書化されている。権利擁護やプライバシー保護については、職員会議等で一人ひとりの支援につながっているか、実施状況を確認している。</p>		
41	<p>Ⅲ-2-(1)-② 標準的な実施方法について見直しをする仕組みが確立している。</p>	a・b・c
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>入所時に自立支援計画を策定し、6カ月に一度見直しを実施している。また、月1回の個別支援会議では、指導課職員の意見や個人記録、子どもの思い等の情報に基づき、見直しが検討されている。</p>		
<p>Ⅲ-2-(2) 適切なアセスメントにより自立支援計画が策定されている。</p>		
42	<p>Ⅲ-2-(2)-① アセスメントにもとづく個別的な自立支援計画を適切に策定している。</p>	a・b・c
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>子どもの心身・生活状況を把握するとともにニーズを明らかにし、目標・支援内容を定め、個別支援会議で検討後、自立支援計画が策定され、職員全員に周知されている。また、支援困難なケースの対応については、別途個別支援計画を策定し、一人ひとりのニーズに対応した支援を行っている。</p>		
43	<p>Ⅲ-2-(2)-② 定期的に自立支援計画の評価・見直しを行っている。</p>	a・b・c
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>「自立支援プログラム」の手順に従い、定期的な見直しをしている。その際は、原籍校、児童相談所、学園、分校、保護者等の関係者が子どもの意向を踏まえ、自立支援会議等で話し合っている。自立支援計画では、約半年ごとの見直しを行い、一人ひとりのニーズに沿った自立支援計画が策定され、支援の質の向上を継続的に図るよう努めている。</p>		
<p>Ⅲ-2-(3) 支援の実施の記録が適切に行われている。</p>		
44	<p>Ⅲ-2-(3)-① 子どもに関する支援の実施状況の記録が適切に行われ、職員間で共有化されている。</p>	a・b・c
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>児童記録票、指導記録、自立支援計画票、評価票等の統一した書式が整備されており、支援の実施状況が適切に記録されるとともに、職員間で共有されている。職員会議、寮会議、個別支援会議、合同運営会議、また、分校との合同職員会議において、会議録により情報共有の取組みが行われている。</p>		
45	<p>Ⅲ-2-(3)-② 子どもに関する記録の管理体制が確立している。</p>	a・b・c
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>県が定める個人情報保護規定のもと、子どもに関する記録について、個人情報の不適切な利用や漏洩、その対策や対応方法について管理体制が確立されている。職員は個人情報保護規定等を理解し遵守されている。</p>		

## 内容評価基準（27 項目）

※「共通評価基準評価対象Ⅲ 適切な支援の実施」の付加項目

### A-1 子どもの権利擁護、最善の利益に向けた支援

		第三者評価結果
A-1-(1) 子どもの権利擁護		
A①	A-1-(1)-① 子どもの権利擁護に関する取組が徹底されている。	a・㉔
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>入所時に「大切なあなたへ 子どもの権利ノート」の内容を読み合わせ、学園生活では自分の意見が言え、いつでも気軽に職員に相談できることを伝えている。本館、各寮、分校には、秘密保持に配慮したコーナーに用紙を添え、子どもが自由に意見を入れられる「相談箱」を設置し、届いた意見は職員間で連携した解決が図られている。権利擁護に関する取組みがより具体的なものとなるよう、規定・マニュアルの整備、研修や話し合いに基づく職員間での共有等について、更なる工夫が望まれる。</p>		
A②	A-1-(1)-② 子どもの行動制限等は、その最善の利益になる場合にのみ適切に実施している。	㉕・b・c
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>学園生活での問題行動に対応するため、「個別支援実施要領」に則り、児童相談所と連携しながら、個々の実情に応じた対応をしている。要領には、個別支援を要する行為、支援の内容、開始と終了等が明記され、一人ひとりの最善の利益となるよう、その具体的対応についての記載がある。対応マニュアルにより、職員間での共通認識が図られ、問題行動があった場合は、子どもに適切に向き合い、子ども自らの気づきを受け止めるよう努めている。</p>		
A③	A-1-(1)-③ 子どもに対し、権利について正しく理解できるよう、わかりやすく説明している。	a・㉖・c
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>子どもたちの日常生活が「大切なあなたへ 子どもの権利ノート」を基本に置いた営みとなるよう、支援に取り組んでいる。毎週、月曜日の朝に個別面談を実施し「あなた」が大切だということが伝わる時間となるよう努め、日々生活を共にする中での何気ない会話、表情やしぐさなどから個々の思いを受け止め、権利や責任等についてわかりやすい言葉で伝えている。園長は定期的な講話の中で、権利ノートを踏まえ、学園生活での自由、約束事、秘密保持等々について説明している。子どもの権利に関する職員間の共有を図るよう、定期的な学習の機会が望まれる。</p>		
A-1-(2) 被措置児童等虐待の防止等		
A④	A-1-(2)-① 子どもに対する不適切なかかわりの防止と早期発見に取り組んでいる。	㉗・b・c
<p>&lt;コメント&gt;</p>		

<p>児童1名に男女1名ずつの担当職員がつき、複数のかかわりを実施している。被措置児童等虐待の対応の手順が整備され、児童への周知、相談箱、発生時の対応等が文書化されている。速やかで組織的な対応を図るため、委員会が設置され、園長、管理課長、指導課長、男子寮長、女子寮長が構成委員となり、防止への取組みを検討している。コロナ禍で職員の外部研修が中止となる状況の中、開催された研修には積極的に参加し「被措置児童虐待の防止について」は、復命書において共有し周知を図っている。</p>		
<p>A-1-(3) 子どもの主体性、自律性を尊重した日常生活</p>		
A⑤	<p>A-1-(3)-① 子ども自身が自らの生活を主体的に考え、営むことができるよう支援している。</p>	<p>a・⑩・c</p>
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>掃除の分担、配膳の順番等について、子どもたちが自ら考えてかかわっている。余暇活動や施設の行事計画等については常に職員と一緒に話し合って決定している。子どもを権利の主体として位置づけ、現状としては「枠のある生活」の中で、子どもたちの状況に合わせてながら、一人ひとりの主体性、自律性を尊重した支援を行っている。多様な状況にある子どもたちが、自らの生活にどのように主体的、自律的にかかわっていくかについて、更なる検討、工夫が望まれる。</p>		
<p>A-1-(4) 支援の継続性とアフターケア</p>		
A⑥	<p>A-1-(4)-① 子どもが安定した生活を送れるよう退所に向けた支援を行っている。</p>	<p>⑩・b・c</p>
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>自立支援プログラムにおいて、入所からアフターケアまでの流れが明確化されており、計画表に基づいた支援が実施されている。退所に向けた個別支援会議では、児童相談所、学園、保護者、分校、原籍校が連携を取り合い、本人の意向や状況を見極めながら話し合いを重ね、退所後の子どもの生活の安定が図れるよう支援している。アフターケア指導記録に個別の支援経過が詳細に記されている。</p>		
A⑦	<p>A-1-(4)-② 子どもが安定した生活を送れるよう退所後も継続的な支援を行っている。</p>	<p>a・⑩・c</p>
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>退所後も一人ひとりの自立と、日々の生活がより安定したものとなるよう、アフターケア指導記録、アフターケア実施報告書を整備し、状況を見極めながら、継続した支援を行っている。退所時には個々の子どもに「いつでも訪ねてきて欲しい」と伝えている。コロナ禍以前は折々に学園に来所する子どもも少なくなかった。アフターケアの一環として学園からの家庭訪問は実施されているが、退所した子どもや保護者が宿泊できる設備は整備されていない。</p>		

## A-2 支援の質の確保

<p>A-2-(1) 支援の基本</p>		
A⑧	<p>A-2-(1)-① 子どもと職員の信頼関係を構築し、家庭的・福祉的アプローチを行っている。</p>	<p>⑩・b・c</p>

<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>子どもは日課として、その日あったこと感じたことなどを「日記」に記載し職員に提出している。本人の気持ちや考えていることを受け止めた当直の職員が、毎日コメントを書いて本人に戻している。毎週月曜日の朝、職員は一人ひとりの子どもと丁寧に話す機会を設け、思い、意見、提案などに耳を傾けている。日々の生活の中では、集団の中あるいは個別での何気ないやり取りを通して、子どもたちとふれあい寄り添っている。このような取り組みを一つ一つ積み重ね、子どもとの信頼関係を築くよう努めている。</p>		
A⑨	A-2-(1)-② 子どもの協調性を養い、社会的ルールを尊重する気持ちを育てている。	a・⑩・c
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>運営指導要領の「生活指導」には、共同生活の約束、望ましい人間関係、社会規範やマナー等についての目標が明記されている。職員は、食事、入浴、整理整頓等の日常生活、作業活動等を支援しながら、自らの振る舞い、行動や態度、職員間の会話等が子どもたちの模範となるよう努めている。また、海岸清掃、マラソン大会参加、生活学習発表会等の行事を通して、地域の人との交流も行われ、挨拶やお礼などが当たり前に行われるなど、社会的ルールが身に付けられるよう支援している。</p>		
A⑩	A-2-(1)-③ 自らの加害行為に向き合うための支援を行っている。	⑩・b・c
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>児童相談所の心理療法担当職員が週1回来所して個人面談を実施し、子ども自身が自らの加害行為を振り返ることができるよう、心理面のケアを行っている。学園担当職員は、日々の生活、個別面談、日記等を通して子どもに向き合い、話し合い、聴きながら、自己肯定感や成長感が感じられるよう支援している。月1回嘱託精神科医により、個別ニーズに沿った医学支援を実施している。個別支援会議、寮会議、分校・学園の合同職員会議等を通して、一人ひとりの子どもの状況を把握・共有し、連携した支援となるよう取り組んでいる。</p>		
A-2-(2) 食生活		
A⑪	A-2-(2)-① 子どもの発達段階に応じた食習慣の習得など食育を適切に行っている。	⑩・b・c
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>一人ひとりの食習慣、入所以前の食生活、年齢、体力などに見合った食事となるよう、栄養士は週一回来所して子どもの様子を見ながら、希望や配慮すべき事柄を把握した献立を作成している。高校に通う子どもの帰園時間に合わせるため電子レンジを活用している(現在該当者なし)。各自の誕生日には、食べたいもののリクエストを実現させ記念日としての思い出を作っている。月に一度、調理の日には、寮舎キッチンでの食事作りを材料の買い出しから行い、基本的な調理技術の習得や楽しい食生活を味わうことができるよう支援している。</p>		
A⑫	A-2-(2)-② 子どもの嗜好や栄養管理に配慮し、食事をおいしく楽しく食べられるよう工夫している。	⑩・b・c
<p>&lt;コメント&gt;</p>		

<p>新しく建てられた寮舎のランチルームは、朝日が差し込むガラス張りの窓から広大なグラウンドが見渡せる。献立は、管理栄養士が毎週子どもから聞いたリクエストを参考に作成している。食堂と調理室の境の透明窓からは調理師の働きが見える。温かい、冷たいを感じる食事、学園の畑で採れた野菜が食卓に上がる喜び、いただきます、ごちそうさまが聞こえる団らん、職員と一緒に「美味しいね」と言える光景がある。</p>		
<p>A-2-(3) 日常生活等の支援</p>		
A⑬	<p>A-2-(3)-① 衣服は清潔で、体に合い、季節に合ったものを着用し、衣習慣を習得できるよう支援している。</p>	a・㊸・c
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>衣類は常に清潔を保ち、通学時は制服、作業・余暇活動時はジャージ上下、睡眠時はパジャマを基本に学園生活を送っている。洗濯は毎日自分で行き、できない子どもへは職員が手伝っている。洗濯後の衣類は丁寧に畳んで収納するよう支援し、居室ロッカーの整理は行き届いている。衣類のほつれやほころびは、自分で繕うことが基本であり、職員の支援で修繕が行われている。「枠のある生活」の中でなお、年齢やTPOに応じた衣服の選択、退所後の社会生活を見据えた衣類の選択等への検討が望まれる。</p>		
A⑭	<p>A-2-(3)-② 居室等施設全体が、子どもの居場所となるように、安全性、快適さ、あたたかさなどに配慮したものにしている。</p>	㊸・b・c
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>新しい寮舎の清掃は、担当場所を分担し、居室やロッカーの整理整頓・掃除は各自が毎朝行き、快適さを保っている。リビングには、畳コーナーがあり、余暇時間には本を読むなど自由に過ごしている。居室は2人部屋で二段ベッドを配置し、個々の空間の確保とともにプライバシーへの配慮、安定した睡眠等につなげている。居室交換は、関係性、状況等に配慮しながら必要に応じ随時行っている。DVD、ゲームは子どもの要望に沿って準備され、図書は分校図書室の貸し出しを利用し、各自リビングで楽しんでいる。</p>		
A⑮	<p>A-2-(3)-③ スポーツ活動や文化活動を通して心身の育成を支援している。</p>	a・㊸・c
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>毎年秋に生活学習発表会を開催し、日頃の成果を保護者や地域の方を招いて披露している。平日の午後には、チームワーク、情緒の安定、心身の鍛錬などを目的に、マラソン、野球、バレーボール等に励んでいる。中でも、対外試合への参加を目標にした活動は、子どもの意欲を向上させ、練習にも力が入る。シャワーを浴び、食べ、深く眠り、朝を迎えるという日常感覚を丁寧に積み重ねながら、心身の育成を支援している。発達段階に応じた子どもの自主的、自発的な活動が可能な限り具体化されていくよう、更なる体制づくりが望まれる。</p>		
<p>A-2-(4) 健康管理</p>		
A⑯	<p>A-2-(4)-① 医療機関と連携して一人ひとりの子どもに対する心身の健康を管理するとともに、異常がある場合は適切に対応している。</p>	㊸・b・c
<p>&lt;コメント&gt;</p>		

<p>年間計画に基づき、一人ひとりの子どもに対して、疾病の予防、異常の早期発見、日々の健康管理に留意し、心身の健康が維持できるよう支援している。身体測定(毎月)、定期健康診断(年2回)、精神科相談(毎月)、歯科検診、予防接種等についても、計画に沿って実施されている。体調変化時には、分校の養護教諭と相談後、かかりつけ医に受診するなど、適切な対応をしている。インフルエンザ等の予防接種は、説明・同意を得て接種している。感染防止マニュアルが整備され、コロナ禍においても実効性のあるものとなっている。</p>		
A⑰	A-2-(4)-② 身体の健康(清潔、病気等)や安全について自己管理ができるよう支援している。	㊦・b・c
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>年2回の健康診断、分校養護教諭の「保健だより」等を通して、自らの健康管理や感染防止対策について考える機会がある。洗濯、居室の整理整頓、施設内外の清掃は毎日行い、シーツは週一回交換し、理美容は適宜行っている。入浴は職員とともにいき、清潔を保持している。作業や調理に使用する刃物類、繕い物に使用する針等の危険物の取り扱いについて、発達段階に応じた支援をしている。施設内外の危険箇所を把握し、安全を守るための実効性のある対処方法について、学ぶ機会を設けている。</p>		
A-2-(5) 性に関する教育		
A⑱	A-2-(5)-① 性に関する教育の機会を設けている。	a・㊦・c
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>分校養護教諭、心理療法担当職員による「心と体の学習」は、年齢、性別に分けて全ての子どもが受講している。産婦人科医による講話は中学生女子が受講し、性についての知識を習得できるよう支援している。全国研修へ参加した職員は、性被害・性加害等について得た情報を復命研修にて報告し共有している。児童自立支援施設に相応しい性教育のあり方を考え、性教育についての学習や意見交換等を行う等、子どもがひとりの人として成長していくための具体的な実践が望まれる。</p>		
A-2-(6) 行動上の問題に対する対応		
A⑲	A-2-(6)-① 施設内の子ども間の暴力、いじめ、差別などが生じないよう徹底している。	a・㊦・c
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>行動上の問題への対応は、運営指導要領の「個別支援実施要領」「危機場面(問題発生場面)での具体的対応について」としてマニュアル化され、状況に合わせて個別的な支援を行っている。経過は毎日の連絡会等で報告され、状況や対応について職員間での共有が図られている。子ども間の暴力、差別、いじめなどが生じないよう、職員は日々子どもと過ごしながらか、会話や行動、個別面接等で、他者への思い、自分の気持ちなどを聴きとる支援を行っている。暴力防止プログラムの構築と活用は今後の課題である。</p>		
A⑳	A-2-(6)-② 子どもの行動上の問題に適切に対応している。	㊦・b・c
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>緊急事態対応マニュアル「危機場面(問題発生場面)での具体的対応について」が整備されている。問題行動の発生時には、迅速・冷静に状況把握を行い、介入(言葉での制</p>		

<p>止、場面転換、身体的な制止)、再発防止のための振り返りを行い、集団への復帰につながる支援をしている。状況に応じて、児童相談所、心理担当職員、医師等と連携している。危機場面の経緯は記録され、被害を受けた子どもへの配慮も含めた対応策についての検証を組織的に行っている。</p>		
<p>A-2-(7) 心理的ケア</p>		
A①	A-2-(7)-① 必要な子どもに対して心理的な支援を行っている。	㊸・b・c
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>週1回、心理担当職員が来園し、自立支援プログラムに基づき、子どものニーズに合わせた心理面接を行い、心の安定につながる支援をしている。担当をはじめ、日常にかかわる職員は、子どもの話を聴き、表情から見える気持ちをくみ取った声かけをするなど、心理的ケアを日々実践している。心理担当職員や園長は、心理的支援が必要な子どもへの対応について、スーパーバイザーとして職員を支え、連携して子どもの支援を行っている。</p>		
<p>A-2-(8) 学校教育、学習支援等</p>		
A②	A-2-(8)-① 施設と学校の緊密な連携のもと子どもに学校教育を保障している。	㊸・b・c
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>小学校・中学校分校の教育目標は「正しく考え、明るい心もち、強く生きる児童生徒の育成」である。学園と分校職員の合同運営会議(週1回・随時)、合同職員会議(月1回)は、学園、学校の運営全般について話し合い、共通理解を深める会議であり、職員間の緊密な連携や学校教育への協力が、子どもへの適切な支援につながるよう取り組んでいる。子どもの状況に応じた個別支援会議は、学園、分校、原籍校、児童相談所、保護者が参加して、復帰までの支援方針等について話し合い、連携した支援を行っている。</p>		
A③	A-2-(8)-② 学習環境を整備し、個々の学力等に応じた学習支援を行っている。	a・㊸・c
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>新しい寮舎の完成とともに、年齢や個々の状況に合わせた学習環境の整備が図られている。2人部屋の居室には学習机が配置され、高校受験に備えるなど、個別の学習が落ち着いた環境で行われている。合同運営会議、合同職員会議等で情報を共有している分校との連携の中で、学習時の姿勢、挨拶、宿題の提出等について等、一人ひとりの状況に合わせた具体的な支援を行っている。今後は、ボランティアなどの社会資源を活用した学習支援の導入が望まれる。</p>		
A④	A-2-(8)-③ 作業支援、職場実習や職場体験等の機会を通して自立に向けた支援に取り組んでいる。	a・㊸・c
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>豊かな自然環境に恵まれた学園の整備作業(除草、草刈り、落ち葉や枝の集積と粉碎、除雪)、農場運営、施設の清掃(本館、寮、体育館)等の作業を、計画的に協力して行っている。作業は目的を持った活動として位置づけ、心身の鍛錬、達成の喜び、継続する力、働く意欲の向上等につながるよう支援している。農場は、昨年度コロナ禍での外出や</p>		

活動制限に伴い作付面積を拡大した。間引き、除草、収穫量のチェックを作業として行い、多くの野菜が収穫できた。収穫した野菜は、日々の食事にも活用し、子どもたちの心と身体の成長の糧となっている。		
A㉔	A-2-(8)-④ 進路を自己決定できるよう支援している。	㉔・b・c
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>入所当初から「児童自立支援計画」に基づき、日常生活、作業支援、学校教育の中で、子どもの自立に向けた支援を連携して行っている。進路選択においては、自らの課題に向きあい、学園、分校、原籍校、児童相談所、保護者の意見を聞きながら、個々の状況に応じた自己決定ができるよう支援している。卒園後のアフターケアは、定期的に、家庭訪問、電話、来園支援等を行い、現況を把握して今後の自立した生活のための支援につなげている。</p>		
A-2-(9) 親子関係の再構築支援等		
A㉔	A-2-(9)-① 親子関係再構築等のため、家族への支援に積極的に取り組んでいる。	㉔・b・c
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>個々の自立支援計画には、児童相談所等連携機関との協議を踏まえた親子関係再構築の具体的な支援目標が明示されている。家庭状況、家庭での本人の位置づけ等を把握しながら、5月連休、夏期、冬期等には家庭帰省が行われ、親子関係の改善に向けた支援に取り組んでいる。帰省時は子ども、保護者の双方が家庭交流の様子について日記に記載し、帰園後提出している。毎年11月開催の生活学習発表会には保護者の参加を促し、随時行われる保護者との面会時は、日常生活の様子を知ってもらう機会とするなど、関係の再構築のための支援を行っている。</p>		
A-2-(10) 通所による支援		
A㉔	A-2-(10)-① 地域の子どもの通所による支援を行っている。	a-b 評価外
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>通所による支援は行っていないため、非該当。</p>		